

第 26 回（2025 年度）島根県障がい者スポーツ大会 「水泳」競技会 開催要項

1. 目 的

この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。

2. 主 催

島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 共 催（予定）

松江市

4. 主 管（予定）

一般財団法人島根県水泳連盟

5. 後 援（予定）※順不同

公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 公益財団法人松江体育協会 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 松江市手をつなぐ育成会 松江市障害者スポーツ協会

6. 協 力（予定）※順不同

島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様

7. 期 日

2025 年 5 月 24 日（土）

受 付 9:00～9:20 開会式 9:25～ 競技開始 10:15～

8. 申込み期限

2025 年 5 月 7 日（水）

9. 会 場

県立水泳プール（松江市上乃木 10-4-2 TEL：0852-26-4583）

10. その他

- ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
- ・競技の実施にあたっては、「第 26 回（2025 年度）島根県障がい者スポーツ大会『水泳』競技会 実施要項」を適用する。
- ・第 24 回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）に参加を希望する者は、「第 24 回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982 メール：info_office@spokyo.org

第 26 回（2025 年度）島根県障がい者スポーツ大会 「水泳」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び（公財）日本水泳連盟制定競泳競技規則、並びに本大会申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

- (1) 身体障がい者は、障がい区分別、男女別、年齢区分別とする。
- (2) 知的障がい者は、男女別、年齢区分別とする。
- (3) 精神障がい者は、男女別、年齢区分別とする。

※ 詳細は「水泳競技種目・障がい区分表」を参照すること。なお、定める区分に該当しない競技に参加を希望する場合、オープン参加（記録は公式記録とならず、順位をつけない）を認める。

3. 服 装

水着を着用することとし、FINA の公認した水着を推奨する。

3. 練 習

- ・受付を済ませた後から 9：15まで
- ・開会式終了後から 20 分間

4. 招集等

(1) 招 集

- ① 招集は競技会場内で行うので競技役員の指示に従うこと。
- ② 招集開始時間は競技開始の 20 分前、招集完了時間は競技開始 10 分前とする。
- ③ 招集に遅れた者は、棄権したものとみなす。

(2) 誘 導

競技場内での誘導は、競技役員が行う。

(3) 選手紹介

競技前の選手紹介の際は、いすから立つものとする。ただし、車いす使用者については、片手をあげるものとする。

5. 競技方法

- (1) 全ての競技種目は、各組ごとの決勝とする。
- (2) 競技順序は、プログラム記載の順序とする。
- (3) 出発合図はイングリッシュコールで行う。
- (4) 出発について

- ① 自由形、平泳ぎ、バタフライ、4×25mフリーリレー、4×50mフリーリレーのスタートは、台上、台の横からの飛び込み、または水中スタートを選択できる。
- ② 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスタートティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ③ 背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスタートティンググリップをつかめない者は、少なくとも片手でスタートティンググリップを含むプールの壁をつかみ、壁側を向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上

の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。

- ④ 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならず、その場合はフルスタートとなる。
- ⑤ 台上または台の横からのスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。

(5) 競技について

- ① 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- ② 障がい区分 23 の者および同等の障がいが重複する者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図（タッピング）しなければならない。障がい区分 24 の者に行う場合は許可を得なければならない。
- ③ 自由形競技に限り、プールの底に立つことは失格とならないが歩くことは許されない。競技中にロープを引っ張ってはならない。
- ④ 競技中は、いかなる速力・浮力または耐久力を助けるような仕掛けもしくは水着を使用したり、着用してはならない。ただし、障がい区分 22 の者は、浮力を助けるものは認める。
- ⑤ 救護を要する競技者について、とくに申し出があり審判長が認めた場合のみ、競技役員は競技者に有利となる動作をしない限り、同じレーンに入水してもよい。
- ⑥ 身体障がい者は、規定を適用できない場合もあり、規定を緩和せざるをえないことがある。しかし競技者は、この規定を十分理解し、規定に沿う努力が必要である。

(6) 自由形

- ① 自由形は、どのような泳ぎ方で泳いでもよい。
- ② 折り返しおよびゴールタッチでは、泳者の体の一部が壁に触れなければならない。
- ③ スタートおよび折り返しの後、体が完全に水没してもよい距離 15m を除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出ていなければならない。ただし重度身体障害者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。

(7) 背泳ぎ

- ① 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスタートティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指をかけたりしてはならない（プールの縁、タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッジを使用する場合は、つま先はタッチ板に接していなければならない。ただし、身体的理由により両手でスタートティンググリップを持つことができない場合およびつま先を接することができない場合はこの限りではない。
- ② 折り返し動作中を除き、競技中は常にあおむけの姿勢で泳がなければならない。あおむけの姿勢とは、頭部を除き、肩の回転角度が水面に対し 90 度未満であることをいう。
- ③ 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間およびスタート後、折り返し後の壁から 15m 以内の距離では体が完全に水没していてよいが、壁から 15m 地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。ただし、重度身体障がい者の場合、1 ストロークサイクルに 1 回、泳者の体の一部が水面上に出ることとする。
- ④ 折り返しを行っている間に、泳者の体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。折り返し動作中は、肩が胸の位置に対して垂直以上に裏返しになつてもよく、その後

はターンを始めるために、速やかに一連の動作として、片腕あるいは同時の両腕のかきを使用することができる。足が壁から離れた時には、あおむけの姿勢に戻っていかなければならない。

⑤ ゴールタッチの際、泳者はあおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならぬ。

(8) 平泳ぎ

① スタートおよび折り返し後の一かき目は完全に脚のところまで持って行くことができる。その間泳者は水没状態であってもよい。スタート後、折り返し後に、最初の平泳ぎの蹴りの前にバタフライキックが1回許される。

② スタートと折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。いかなる時でもあおむけになってはならないが、折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし足が壁から離れた時には、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の脚の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に、左右対称で行わなければならず、交互に動かしてはならない。ただし、下肢障がいで一蹴りの動作ができない者は一かきが、上肢障がいで一かきの動作ができるない者は一蹴りが、一連の動作とみなされる。

③ 両手は腕より一緒に胸より水面、水中または水上から前方へ揃えて伸ばし、水面または水面下をかかねばならない。肘は、折り返し前の最後の一かき、折り返しの動作中およびゴールにおける最後の一かきを除き、水中に入っているなければならない。両手は、スタートおよび折り返しの後の一かきを除き、ヒップラインより後ろに戻してはならない。

④ 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面に出なければならない。二かき目の両腕が最も幅の広い部分で、かつ両手が内側に向かう前まで、頭の一部が水面上に出ていなければならない。両脚の動作は、同時に、左右対称でなければならず、交互に動かしてはならない。

⑤ 両脚は推進力を得る際は外側に向かわなければならない。交互に動かすこと、下方へのバタフライキックは①を除いて許されない。足が水面から出ることは、下方へのバタフライキックとならない限り許される。

⑥ 折り返しおよびゴールタッチは、両手が同時にかつ離れた状態で行わなければならない。タッチは水面の上下どちらでもよい。折り返しおよびゴールタッチ直前は足の蹴りに続かない腕のかきだけになってもよい。最後のサイクルの間に頭が水面上に出れば、タッチの最後の一かきの後は頭が水没してもよい。

※ ①～⑥は、身体的理由により不可能な動作についてはこの限りではない。

(9) バタフライ

① スタートおよび折り返し後、最初の腕のかき始めからは身体はうつぶせでなければならない。水中でのサイドキックは許される。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよい。ただし、足が壁から離れた時には、うつぶせ状態でなければならない。

② 競技中、両腕は水面の上を同時に前方に運び、水中を同時に後方へ運ばなければならない。

③ 全ての足の上下動作は同時に行わなければならない。両脚・両足は同じ高さになる必要はないが、交互に動かしてはならない。平泳ぎの足蹴りは許されない。

④ 折り返しおよびゴールタッチは、水面の上もしくは下で、両手が同時に、かつ離れた状態で行わなければならない。

⑤ 泳者はスタートおよび折り返し後は、水面に浮き上がるため、水中での数回のキック

と一かきが許される。スタートおよび折り返しの後、体は完全に水没してもよいが、壁から 15m 地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返しあるいはゴールまで体は水面上に出ていなければならない。

※ ②～④は、身体的理由により不可能な動作についてはこの限りではない。

(10) フリーリレー

① フリーリレーは男女混成で編成する。

② 途中計時は行わない。

7. その他

(1) プールサイドでの事故に十分注意する。

(2) プール内は土足厳禁とする。

(3) 選手は必ずシャワーに入ることとする。

水泳競技種目 障がい区分表

身体障がい

◎男女別、2年齢区分別

○1部 ●2部

知的障がい

◎男女別、3年齢区分別

精神障がい

◎男女別、2年齢区分別

△男女混合（年齢区分なし）

区分番号		障がい区分	個人競技								団体競技	
			自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ			
			2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	フ4 リ× 125 リレ ー	フ4 リ× 150 リム レー
肢体不自由	上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○	△	
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		4 兩前腕切断または、兩上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5 兩上腕切断または、兩上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		8 兩下腿切断または、兩下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		9 兩大腿切断または、兩下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	○	○		
	上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	○	○		
		11 多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 兩上肢不完全および兩下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	○	○		
	体幹	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
2	脳原性麻痺以外の使用	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎				△	
		14 第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	(脳性麻痺、脳外傷、脳原性疾患等)脳血管疾患	17 四肢麻痺(車いす常用)または、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
		18 兩下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		19 片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	○	○		
		20 その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	4	22 浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障がい		23 視力0から0.01まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		24 その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・しゃく機能障がい		25 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障がい		26 知的障がい	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	○	△	△
精神障がい		27 精神障がい	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	○	△	△

※  は全国障害者スポーツ大会種目には含まれない。

※フリーリレーは男女混合とする。

※区分22は団体競技に出場できない。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページ～の「障がい区分の解説」を参照すること。

〈参考資料〉 障がい区分の解説

■肢体不自由1

		障がい区分名	解説
切断または機能障がい	上肢	手部	片側及び両側の手部切断
		片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
		片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
		両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
		両上腕	両上腕の切断者
		片前腕及び片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
		片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
	機能障がい	片上肢完全	片側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
		両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
		両上肢完全	両側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
	下肢	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
		片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		両下腿	両側の下腿の切断者
		両大腿	両側の大腿の切断者
		片下腿及び片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
		片下肢完全	片側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者
上下肢	機能障がい	両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者
		両下肢完全	両側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者
	切 断	片上肢及び片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
		多肢切断	三肢以上の切断者
	機能障がい	片上肢不完全及び片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
		片上肢完全及び片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		両上肢不完全及び両下肢不完全	両上肢不完全及び両下肢不完全の者
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎リエス等による体幹の障がいが該当する）【注1】

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあつてもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

		障がい区分名	解説
脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
		第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		その他の車いす（陸上）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
		多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		座位バランスのある脊髄損傷者等	【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

		障がい区分名	解説
脳原性 麻痺（脳性 麻痺、脳血管 疾患、脳外傷等）	陸上・ ボッチャ 車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者
		四肢麻痺で車いす常用、または使用（ボッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
		けって移動	両上肢の障がいが重度のため、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者
		片上下肢又は片下肢で車いす使用	片側の上肢と下肢又は片側の上肢で車いすを操作する者
		上肢で車いす使用（陸上）	上肢による車いす使用者【注4】
	立位	その他走不能（陸上）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
		その他走不能（ボッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者
		上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者
		その他走可能（陸上）	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者全てがこの区分に該当する。
		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者
水泳	水泳	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）
		上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいが軽度な者で、走ることが不可能な者
		片側障がいで片上肢機能全廃	片側障がいで患側上肢のストローク動作も走ることも両方が不可能な者
		その他の片側障がいで走不能	片側障がいで患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
		その他走可能	上肢の協調運動障がいが軽度で走ることが可能な者や、片側障がいで走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いすを使用して競技をする全ての脳原性麻痺者
	立位	杖又は松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
		上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいのない立位者
		片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるもののはこの区分に該当する。

■肢体不自由4

		障がい区分名	解説
電動車いす常用（陸上）		四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者	
電動車いす常用（ボッチャ）		四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者	
浮具使用（水泳）		重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者	

■視覚障がい

		障がい区分名	解説
視力0から0.01		・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。 ・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。	
その他の視覚障がい			

■内部障がい

		障がい区分名	解説
ぼうこう又は直腸機能障がい		脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がいは含まない。	